[霧嶋山縁起續禄艸案]

起續禄艸案 □□雑録

(三ページ白紙

況重,,跡于永世,和,光交,塵而照, 抑天孫尊者排;斥邪神,順;治於天下,建,皇統,而開;仁政,之墟。矣可、惜古記什物,于、斯探;索廢冊,兼記;傳聞,而備;于領域。 雖、介物換星移而事跡紛綸。 況寛永十四丁丑、寺院爲,,野火,焼失享保元甲申歳、山火盡、塵空、 元神也受」生於天地之間 夫當社緣起由緒者日本紀神代之巻即是也豈一別求」之耶 霧嶌狹野緣由雜記 |而誰有『不』沾||其恩澤||者』乎 『焉應』亦不¸尋_□撿舊記舊聞』 = 皈依渇仰之頭 = ||傳聞||而備||于後考| 赈ҳ 乎

物慈悲於賞爵之門,中庸云子曰鬼神之爲、徳其盛

_ 利

〇ここから 『日本書紀』

より引用 「神代上

> 左右,詩曰神之格思不」可」度別可」射 矣乎視」之而不」見聴 下之人,齊明盛服以承。 心之弗」聴體」 祭視上洋 物而 | 女 乎 如 ||不」可」 遺使 | 思於 在 裁慎而深 天

其,

思、之今此記可、限 地神三代六神 何以繋 其元祖神,

乎然常奉,祭祠,雖,介至,及,年祭 |而自||乾坤神||乃到|

八百萬神,故於、此繫,二儀開闢之元始,

日本書紀巻第一神代巻日天地未」剖 分渾沌 如 三 第難り 子

溟湋

神

而含 牙及其清陽者 薄靡 濁者

爲サルファ 地チトクハシク 妙之合搏 易重の 濁之凝竭 難力力力 故天先成而地後定然後 淹滯而

字☆~ルロミックルロミックル 爲神號 其中一 上,也于時天地之中生,一 焉故が 日分 開デメッチ 開き 之常 洲鱼 壌泞 物, -狀_{*} 如_{*} 漂 - 草アシカヒノ 譬猶 -便_チ 化_{ナル} 二 游 魚 東 之

東 第 立 き 尊 神

○『日本書紀』に「百億萬歳」等の

記載なし(それ以外は『日本書紀』

豊斟淳尊 國狹槌尊 百億萬歳 百億萬歳 第三神 第二神

神矣乾 道獨 化所以成 此純男

二百億萬歳

第四神

-36-

○『日本書紀』内にある「磤馭慮嶋 の話が抜けている

> 大戸之道尊 大苫邊尊 二百億萬歳 第五神

惶ァ面マラフモタルルフ 根。 尊

二百億萬歳

第六神

一萬三千四十歳

凡一神矣乾坤之 伊弉サートラ 伊非諾 道相參而化所以成此男女」重 第七神

自:國常立尊,迄; 伊弉諾伊弉册尊,是謂

__ 神』 世ョ

大日孁貴 是又號天照皇太神地神第一神也

日神 | 號 | 大日孁貴 | 此子光華明 彩照 | 徹於六 及山川草木」何不」生で天下之主。者」敷於是共生にしているのであった。 合之内,故二神喜曰吾息雖、多未、有,若、此靈、異言, 伊弉諾尊伊弉册尊共 議一 日吾巳生 大八洲國

上之事,是時天地相去未、遠故以,天柱,舉,於天 之見,不宜久留,此國,自。當,早送,于天,而授。以,天 之見,不宜久留,此國,自。當,早送,于天,而授。以,天

正哉吾勝勝 速日天 穗耳 神 第

知二其神暴 之鳴响此則神性雄健使 千箭之製與五百箭之製,臂著 而 敢窺ニ窬 八坂瓊之五百箇御統 急・握釼柄 悪シ 此處」乎乃結」髪 「至」間來詣之狀」乃勃然而驚曰吾 | 踏, 堅庭, 而陷股 |諸子|各|有||其境| 天之時溟渤以 之然 也 ||其髻鬘及腕| 當有二年シートスルノ 之皷盪 ||稜威之高鞆|振-|起弓ィッ/タカカカラヲ アリヲコシ ユ 爲」髻縛」裳爲」袴 |如何棄||置 當」就之國 天照大神素 若、沫雪 以整散 奮 Ш* |岳鳥 國之志歟夫 又背 到 便, _ 稜 威

乎 根國= 之雄浩 尊對日吾 時天照大神復間日若然者將何以明二爾之赤 渉雲霧」遠自來參不」意 如吾所生是女者 心也對日 - 接っ発 ショル 如 不真 [請り 稜威之 元黨 姉 無具形心 姉テャ 則可以-爲有,濁心, 情譲 共言が 相是人 而 夫誓約之中 必當」生」子 阿州 | 煙 結 但父母 吾何~~ 能敢去 問焉 起力 若是男者 己有二嚴 コンカナル 素戔嗚 是以跋! 顏于

-38-

水鳴尊十

握

- 打折

爲二三段湿

於天眞名井

則可-以-爲有

於是天照大神乃索-取素

○ここから『日本書紀』「神代下」

五オラッツス 物也故彼五 男神悉是吾兒 乃取而子養焉又サントザレンン サンヒロカルバペレヒカルミロナワ ザデヒタシルワ タのタシメエバクサータヒザ別八坂瓊之五百箇御統者是吾クタシメエバクサータキサ 氣噴之狹霧所生神號曰;,正哉吾勝勝速日 田心姫 熊野櫲樟日命凡五 忍穂耳尊 素戔尊乞,取天照大神髻鬘及腕 御家 次湍津姫次市杵島姫凡三女 矣 一次天穂日命次天津彦根命次活津彦 - ~ / 濯リスト 氣噴之狹霧 於天眞名井, 齒然咀嚼而吹棄 男が 矣是時天照大神勅 所生神號日 | 所」纒八坂瓊之 矣既而 天 ||根命次|

天淳橋 悉是 勅ァ 頭凶目杵之國敷 於葦原中國 配。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊 又云天照大神以,思兼神妹萬幡豊秋津姫命, [其十握釼者是素戔嗚尊物] 爾マシカコナ |而臨視之日彼地未平矣不須也頗 |是時勝速日天忍穗耳尊立||于 便授之素戔嗚尊 乃更還登具陳『不』降之狀 也す 爲。妃令。降。之 故此三別

天津彦彦火瓊瓊杵尊 第三神

天照大神之子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊娶

略されている
〇『日本書紀』内の「勿隠所知」と「是

神之子磐筒男磐筒女所」生之子經津主

瓊杵尊 尊更會,諸神,選上當」遣,於葦原中國,者, 無日磐裂 遂ニヲホス 者宜也惟一爾 而問之日吾欲っ 草木咸能言語 國之主」然彼地多有一螢火荒神及蠅聲 高皇産霊尊之女栲幡千千姫 た立」皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊」以爲よ葦原中 故皇祖高皇産霊尊特鍾川憐 爾諸神 勿-|隠所知| 云|以是後高皇産霊ヘママシ タタチナカクシン シッシトハロワ トス 」令」撥:平葦原中國之邪神,當遣」 |故高皇産靈尊召||集|八十諸神| 生,天津彦彦火瓊 邪神,復有, 誰。

即配,經津主神,令、平,葦原中國,二神、於是降 神是將佳也時有二天石窟所住神稜威雄走神 地学 出 獨爲丈夫而吾 日神之子武甕槌神 之子甕速日神甕速日神之子熯速日神熯速 **降**シマッリ .雲國五十田狹之小汀 ニウツクマリテ 皇孫 君 臨此地 其峰端端端 非丈夫者哉其辭氣慷慨 而間 此神進日豈唯經津主神 |大己貴神|日高皇産靈尊| _ 則 拔 拔 故先遣 十星劔 三我二神 駈除平定 倒植於 がシン以テ

意何如當須避

不

時大己貴神對日

者既還 手を発える 我 子₌ 違因於,海中,造,八重蒼柴籬,踏, 今天神有,此借問之朝,我父宜當,奉,避吾亦不,可 事代主神 | 且問 | 将 報 於出雲國三穗之﨑 以 一神,日我怙一之子 既避公矣故吾亦當避 然後將報 |載||使者稲背脛| 者國内諸神必當同禦 命故大己貴神則以,其子之辭,自,於 是時其子事代主神遊行在 遣之而致。高皇産靈尊勅於 之解 | 爲、樂 故以, 熊野諸 |時事代主神謂||使者|日 今我奉」避誰復 : 船 型 大 大 ステ ハ タ ラ 一而避之使 如吾」

磐座 | 且排 | 分天八重雲 | 稜威之道別 道別而天 | 1 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を | 2 を

行之狀 也

者則自

槵日二上天泞橋

|立||於浡渚|

於日向襲之高千穂峯」矣既而皇孫遊

任意 名ョ 必非 天神 長カサト 因而幸之即一夜而有娠皇孫未信之 耶 於吾田長屋笠狹之﨑,矣其地有一 野日妾・甲 我, 何能一 ||鹿葦津姫|皇孫問| 皇孫問曰國在耶以不對曰此焉有 遊り -而 | 敷故鹿葦津姫忿恨 乃作 | 無戸室 警宗之空國 自 是天神娶 夜之間令 人有娠乎 汝 故皇孫就而留住 大山祗 此美人 _ 頓5 一時彼國有美人 丘ョ 神 日汝誰之女子 人自ショラ 所」生兒也皇孫 日難,沒 國請 所壊が 號ニ事 芸到に 事勝國勝

彦火火出見尊 第四神

無目籠っ 之即が以 土老翁ニ 本だスペラ 念之曰非,我故鉤,雖,多不,取益 復急責故彦 作。而 火火出見尊憂]相易之各(乞っ : 新元 シギ - 老翁日勿復憂 ーラ カマタナウレヘエヒリ ||己釣鉤||弟時既失| ||其横刀||鍛||作新 鉤 老翁問日何故在 内, 彦火火出見尊於籠中 不上得 苦甚深行吟二 || | 其_/ | 利 吾當爲」汝一計之乃作 世,此愁乎 聖 海之乃 一沈二之于海 海学 還 以素 一而與 之兄 [| 時逢 | 鹽

即自然 内之坐定 對〜黒フニス 美力人 門前樹下 有二一井一井上一有二一湯津杜樹 彦火火出見尊就 其樹下 海神之宮 一排」 園而出遂以 乃驚而還入白 有 一可恰小汀 因問 其宮也雉 海神於是鋪 其標準 日,其父母,日有,一希客,者在,3後以,玉鋺,來當汲水因舉目,近以,玉鋺,來當汲水因舉目其樹下,徒倚彷徨良久有,一 海神乃集一大小之魚 意_ 時彦火火出見尊 於是棄 堞メカキ 設八重席篤 」 籠遊行忽至、 ヨイテマシ ニリ 枝葉扶疏・ 頓臺宇 玲 八十八月 _ 以延 時 雅門前へ

情之委

曲

-43-

○原文では「及」、歸去、」となっ

大りのナケキマス 尊因娶 召^x。 之 問之愈日不 懐上之憂乎 |鉤||因誨之曰以||此鉤| 鉤,因誨之曰以,此鉤,與,,汝兄,時則陽,呼,,此,,以為,為,還,郷者吾當,奉,送便授,, 所,得 探』 - 彼處雖 複安樂 1.貧鉤 E ^ 其 / 口 ⁹ |海神女豊玉姫| 豊玉姫聞之謂,其父,曰天孫悽然數 然後與 之復授 者果得 海神乃延,彦火火出見尊, 唯, 赤女比 : 失ģ 仍留 に有...口疾... 猶有」憶」郷之情」 住 已而彦火火出 潮滿瓊及潮涸瓊 海^{ワタ}宮ャ 而 不是 アコストシビテ 一 グラモウルニ 故時 蓋。 復

後吾将爲 其所乞 風濤急峻之日 ,此救 之如此逼悩 兄火闌降命既被 待矣彦火火出見尊已還」宮 玉姫謂, 天孫, 日妾 若兄悔而祈者還漬 而 語表 語之 日 類 | 遊赦之其火闌降命即吾田君小橋 一汝俳優 漬が 潮 | 出 = 到海濱 滿 ニーデナヤマサレテ 瓊, 已娠矣當産 不 久妾必以 ... 潮涸瓊 之 則汝兄自伏 則潮忽滿 _ 乃 _{チミッカラ} | 請施恩活於是隨 |請爲」我作||産室||相 則潮り 遵 伏罪日從」今以 以 海神之教」時 此, 及ったができる 涸以 · 歸ッマサン 汝兄, 豊

依姫ュ 尊崩。葬れ 何以結二親昵之情,乎乃以,草裏,兒棄,一之海, 者則使||海陸相通||永||無||隔絶||今既辱之將 玉姫方産 化二為龍 武鸕鷀草臂不合尊,後久之一彦火火出見 時幸勿以看之天孫猶不」能」忍竊 等之本祖也 - 直胃 . 風波 , 演奏を |後豊玉姫果如 _ 而 徑 火 チ ニ 日向高屋山上陵 來一到海邊 宏矣故因以名¸兒 曰;彦波瀲 「而甚慙之曰如有」不」辱 ||前期||將| 速ラ | 臨産時 | 往槻之豊 其女弟玉 詩日妾産 我,

1

四刧,其中云,成刧,者先於,欲界色界無色一就,佛經明,世界,中,而有,成刧住刧壊刧空刧之

自天照太神至此是地神五代也

> 有 ... 医陽之神 ... 名... 天神七代 ... 者也 ... 上四天皆空居天也是則七代之内四代者 次下欲界六天之中皆...有男女之別 是則天神七代之内三代但有,,純陽神,也 禅天成也此色界天無。染欲 之時先從 禅之中第四禅口亦常住不壊天也成却 界此三界之中,無色界無,成壊 五代。者且功利天在 第三禅天 |須彌山之頂上|四天王天 初成也次二禅天次初 |故無」有二女人 也色界 就 下至。地神 兀

復可 . 然風聞於..神道家.. 是帝釋者彼是男體此 代之數 者別有 表示 是半腹也應「稱」 ||地神||乎次三神正在||于此地| 天上 |別有||傳授中事||秘事 也就 亦與 則女體 人中之所依 中以, 不 ||天照皇大神||爲| 可 乱之雖 蓋到五 同 地 也,

神武天皇 亦號狹野王子

の誤記か 「畝傍山東北陵

明年秋九月乙卯朔丙寅葬,畝傍山東地陵 七十六年崩二 于橿 不合尊 | 之三代医陽神也並崇 | 彦彦火瓊瓊杵尊 至 。彦波瀲武鸕鷀草貰 當社者地神第三代自,天饒石國饒石天津 原宫二 時年一百二十七歳 神武天皇,

吾田邑吾平津媛,爲,妃五十二歳即,位、治,天下

木花開耶姫命 天津彦彦火瓊瓊杵尊

彦火火出見尊

第五 第四 豊玉 姫 命

彦波瀲武鸕鷀草菅不合尊

第六 玉依姫命

神武天皇鎭-座于脇宮 右奉、祭;祠本殿 所也

忍星盈水尊第二神子也実母 高皇産霊尊饒印地 饒綤星尊天太子 正哉吾勝勝速日等が 建設を表示する 正哉吾勝勝速日子孫本記云天日子光殊星や肖氣尊更名 天天孫本記云天日子光殊星や 神書大成經天孫譜云先代舊事本紀十五日 正哉吾勝勝速日 天

○文中「宀」は「大成経」では「亜」孫本紀 上」から引用されている經十五』(以降「大成経」)「天のこれより先は『先代舊事本紀大成

○文中 「実母」 は 「大成経」 では 「母

としている

としている

○「大成経」で「豊幡秋津石姫命. 猿田彦の話が省略されている 以降にある天照大神や天鈿女命

○文中「事勝國勝長狭命大神」は、「大 成経」では「事勝國勝長霞命大神」

栖"也于上 大二孫坐于第 皇系 也昔來取捨 覧 其所,者其地 有,一神,名,事勝國勝長狹命 是爲二王者巡」國問「事其法元」也 事勝國勝者茲來諾尊之子 亦名鹽土老翁 豊幡 也于、時自,天浮橋,立,於浮渚平處,自頓覓國 問日此護國歟對日 秋* ·筑石日向襲之槵觸二上峯 | 兮行宮ックショウカノソノクシラレフタカミシミニー カリミャ 津ッ 遊之今隨 石姫命 天日子光殊星凸肖氣尊 7魔」動 奉上学 長狹有國亦所」住之國 奉上矣故皇孫就 かかったファットノ 木ラ 留矣

ショントノリメ 根。 照國也故謂此地吉豊地也依用 |宮柱 大敷立於| 1此地者向... _ 西 津 * 高天原上 . 人 國 朝日 | 槫榛高知坐|| 此地 日 直サラク 於 刺國夕月 月サスクニュラッキノ キ 底津石

是王宮造營其法之元也

○「大成経」には「法之元也」以降

が、文中では省略されている て東夷荒神等を平らげる話がある

汝 猿田彦 命善迎 天孫尊 國悪鬼」善爲二天孫尊」造 天朝食饒 是別 誠大也 宮籍 · 善 開 |降臨路| 善伏

乃奈系 <u></u>五. 人切。 瀬國 |堅||乎厥德||其法元也 主 ||大日本中津瑞穂國總||||大日本中津瑞穂國總

是美

-48-

○原文では「名飯井宮」となって

天孫遊息之後

遊幸海濱

之時詔

長狹神

日ヶ秀等

元 天神鈴霊宗

是吾万法本法 是吾万物本物

○原文では「爲」妻愛,夫婦」」となっている○原文では「鎭」坐宮空号稱」」となっているが文中では省略されているが文中では「鎭」坐宮空号稱」」となっている

は「大成経」にはない独自記述

尊』 胤嗣 同 一

井宮 祝業 座スミャナ 涌三涌井,而周,其飯其井,以,此神祠,名,飯 種天幸稲穂 是三涌井底一口三 底一 爲 三口 三物三軌表識 天神戈宗源天神籬 齋 上日神魂 此祠 是故以,,飯井宮,爲 瑞豊國最初 |降來精爲炊||天甘飯||祭||高 〈キサニ」天降」之時」又天竒羽靍含」」天安田、ニ゚ニ 日本國總鎭守宮 理一口二事二 兩大刃兩大神鎭 ロキハイミツロナリ 因,三三二 物

-49-

○原文では「欲」以、汝爲、妻對日」 ○原文では「欲」以、汝爲、妻對日」 なっている

即入居誓約日妾所,,生産,之子若非,,天神胤,赤花開耶媛命益、恨,,天孫有,, 疑作,無,戸八尋殿,木花開耶媛命益、恨,天孫有, 疑作,無,戸八尋殿,

是天胤極重故極,明虚實,其法之元也

-50-

の名の由来としているは、文中の「切嶼山」を「霧島山」は、文中の「切嶼山」を「霧島山」で

天神子デ 躡¸ 蒸出見 兒亦言 吾是天神之子 名火進 然後母命豊吾田鹿葦津姫神自 焼氣中 出来 神之子 名彦火火出見尊也吾父兄等在..何處.. 在耶次避一火執 亦言吾是天神之子 名火折命 吾父兄等何處 父及兄 何處在耶次火炎哀 者必當 火焚、室其焔火初明 焦火滅 吾名火明 | 時躡 | 灰出見兒亦言吾是天 |實天神胤者不」能| 命吾父何處坐 時躡、烟而見、自言吾是が、ニュティアテハロテミジカラナノル・チェ 時躡」煩出見 兒 次火盛 |火害之|即 烘油時 耶

有、疑者、欲、使、顕、其實、並又明、、汝有、、霊異威、天子、損残、豊、見、乙、天孫對曰我知、本來吾兒、不虚、 但慮、、シッント、シルテントッ、たり、トムルロ、 かシルンクトヤスエアト、タルヒヒ児及妾身共皆當、火難、 無、、少見、天孫、稱之曰所、生兒及妾身共皆當、火難、 無、、少見、天孫、「、サンンド、ダンド、まが、、生児及妾身共皆常、実験、

1

1

者也

六時晝六時焼上其炎其烟百丈千丈焼上時 投下給¸之今又有¸之天鑫 真鑫 天利矛也這山夜 投下給¸之今又有¸之天鑫 真鑫 天利矛也這山夜 見神嗣,日祚位,而以造,齊元國,天三股鉾 霊矛 見神嗣,日祚位,而以造,齊元國,天三股鉾 霊矛 見神嗣,日祚位,而以造,齊元國,天三股鉾 霊矛 見神嗣,日祚位,而以造,齊元國,天三股鉾 霊矛

○原文では「是彰,神徳不虚見,」と

○原文では「然分御魂」」となって

1

御魂 章津媛命深恨,皇孫,不,與 , , , , , , , , , , , , , 以,,國竒光媛,娶,,天太魂命,生,,富國太命以,,雲 鹽土老翁二女 姉國竒光媛命妹雲 智 明 媛 詠歌云云立。彦火火出見尊,以爲,天太子,矣然分, 智明媛, 娶, 天物梁命, 生, 天押雲命, 豊吾田 者矛有,,火中,焼止時者在, 是神據」信其爲 曽燔残 是彰 |留||於本宮||永鎭||座地||地神不|見| 神德 』印信 | 其法元也 . 不 虚見 爐 不二共言一皇孫憂」之 遍變 _日祚不_。竭也 雖 在一大中一 命

詠歌云云 神質 造一化神質,於一日五一 二神議」之聚二八百萬神明神荒神等 天孫伸慮而白 是神躬 |於||日三使」聞云||聞告神||是 集||諸神指精||又 躰き 魂 ;月誦尊及大已貴尊, 國增人等密 精 |令」指云二指示神| 質人目不」視其理元 耳が見れる |是,已而天尊 きっ 造っ 化

―等,耳精,造,|化神,質,」となってい○原文では「聚,|八百萬神明神荒神

命天手力雄命天太玉命天物棟命武神雷命天孫尊治、國一万五千歳神事巳成了將、天思兼

○原文では ている 司

|萬姓人|類」となっ

○「其法元也」で 「大成経」 0 引 用

終わり

南陽「爲」夏還率降」地又更爲」冬通二天地「和二日月」年」「午極」於南,至「亥極」於天」而位:東木「將二北医」曻」天生二年。「宋本」、「東本」「宋本」「宋本」「宋本」「宋本」「宋本」「宋本」「宋本」「宋本 汝無而悪矣天上而又上地下而又下日高而又高月シナブシテアン、ニテ 事成世物成汝有而天地善天爲」天地爲」地以,日月 今來,,天上,天今正位授以,,天年, 廻 十有二 以,子發,北,以, ハョ ノニ メマクライス ルニン ノョ ルニトラアマリフクツィシ テョッ カラテ 底而又底汝朝視 於東 肖氣尊者高天原之最勝 霊神 振威主命 上 高天原 \國之狀_,天尊奏下 | 謁|| 天照太神高皇産霊尊| ||天祖||乃詔曰此天日子光殊星心 則年豊カ 國饒汝夕現 於西 天列 勝德均二於日月

則,半, 司, 天物梁命入。天列位 天祖又詔曰汝天思兼命天之大聖 三萬四 姓人類 汝隠、天不 - 貧富 現則年國氣不 |武神雷命振威主命爲||天將| イノチミチカシイノチノカ 極寸善寸悪 也能輔一七王政 豊汝天地人要也 極天太魂

命

1

軍 詔皆依 矣

是故明星司二天地元 私云略紀 正直者盡 二神代之事, 二心之誠, 闸 其法元也 如上夫神道者以 無,外也盡一心誠 者當、知神 正直

明照 人之本性 而 不 曲爲 禍福 亦是云...天道

○「た」では「可」謂之正直」也」となっ○原文では「可」謂之正直」也」となっ

○「如意寶山」は現在の京都市左京良県境にある金剛山地か

の愛宕山かの愛岩山」は現在の京都市右京区

区にある如意ヶ嶽か

てヽる○原文では「猶‥如言‥自凝也」となっ

○「江州多賀社」は現在の滋賀県多

☆っている○原文では「當」王城丑寅是也」と

霧嶌也

本朝神社考卷六日本朝五岳 富士山雖,伊豆三島 職分 各達。 國有 金剛寶山和州 婦兄弟也佛經中云六親不。知天神不祐 天地之間雖」有二貴賤貧福差別,各是有二其 |故知||生之道||而自不\|欺者可\|謂之正直| 於其作業 國王大臣 | 令| | 民居| 安家有| | 六親 |而皆以||自然之常法| 如意寶山城州 使 父子夫 群品 _ 也

愛岩山城州 比叡山江州

高千穂峯日向

自凝 | 也

當,王城丑寅,是也今予曰日向社者應是當社所也民與日向者少陽位而艮卦也江州多賀社同紀云磤馭盧島者日向社是也,所,指凡五箇

○長田致将 とある(但し としている) にも袮寢氏以前に袮寢院を領した長田致将は『大隅郡地誌備考 上』 「鎌倉実記」をもと

元(一一六〇) 年、平治の乱で落〇長田忠致は尾張国の武士で、永暦 市民図書館ホームページより)ち延びた源義朝を殺害した(碧南

○千葉常重は平忠常の曽孫大椎権介 年に大椎から千葉に移住し千葉氏 を名乗る(千葉市立郷土博物館ホ 常兼の子で、大治元(一一二六) ムページより)

◎・「巻之四十五」では「大灣)の原文「大湾夏門」は、『三国名勝 厦門 (たいわんがもん)」として

を開山したとされる僧侶(六八二 七六七) は現在の北陸地方の白

七 七年

> 當社子祝詞云狹野王子十四歳從,此蘓峯,曻 高天原受,得日本印約並五穀之種 大君國益登」都申,送木曽許,云 木曽冠者義仲入二替平家二 大湾夏門 根占地目 鎌倉實記云長田次郎致將忠致次男實父 葉常重三男也云云勇猛勝者 |渠于方人|休」憤思立日向國高千 度々龍宮耶 |大隅前司宗乘領種子島討取侵||重 中山王國望此地都 一計サレタリト 將軍號,聞急 引養薩 而歸來彼 穂神

取,

装元怜悧 攀, 置 ·"于樹上",王子於¸此取¸石投;上虚空" |印約于石上|浴||于水 則真-似之,而誤墜,于地 _ 時₌ 猿 來 奪 " 彼印 _爲_手愛_則 約 去_

附

身, 出, 霊神 澄法師棲」越前越智峯 元享釋書日白山明神者伊弉諾伊弉冊 日澄往 紫雲中日霊感時至 我當三登」彼乞 白山 麓 頭應, 大野隈筥河東伊野原 -常= 望_テ 蚤 可 霊亀二年夢天女瓔珞嚴 — 白 Щ_э 戻止 一日彼雪嶺必有ニ 尊也 養老元年四 初 乃専 泰

○「白山妙理大菩薩」「白山権現」と

○「西霧嶋」は現在の霧島神宮○「西霧嶋」は現在の霧島神宮○「曹峯」は高千穂峰(文中では御の「襲峯」は高千穂峰(文中では御は、針を指している)、「大浪池」となっている

○文明十六年・・・一四八四年 ○文明十六年・・・一四八四年

忽九頭 薩揺 澄替首礼足白言像末衆生願重 確頃刻十 西霧嶋縁起曰性空上人開 "基于當山,以降至,於道恵 一十一代天台家也 |金冠|瞬|蓮眼 龍出 一面 池 観自在菩薩妙相瑞嚴光彩赫熾, 面 |澄日是方便現 「而許」之幷不」畢」三妙體已隱 救護 非 本地眞身 一于」時菩

拳逊下,然所一人進出當社之先達尭真坊肩同時騒動出,大音響,參詣道俗等怯,鳴動,欲,又云德治二年十一月襲峯洪,鳴動大浪池水波濤又云德治二年十一月襲峯洪,鳴動大浪池水波濤

手打懸有!

御託宣

治二年 真坊恐是乎唯自 之新命, 更, 使當山, 中興云, 案之既文明十六年從, 德 抨曰彼縁起云當山二百六十歳之間退轉而断,神供 故古記云自 可疑乎曽此時修験家山伏修 法印忝蒙,于大檀那三州之大守 人烟」之處惟時文明十六甲辰歳眞言密徒兼慶 而百八十年後也是彼地断 性空上人 往古 以來無 無 中絶 **峯修行於當山** 退轉 當社狹野 嶋津奥州忠昌公 三神 供_》 但 神德院 絶人烟之時 宇而已 彼尭

寺歟

○「肥前州鷹嶋」は現在の長崎県松 ○原文では「破損當于此時」となっ ○弘安・・・一二七八~八八年 浦市、伊万里湾にある島 弘安役ノ神威

○原文では「自,,文暦元年至,,弘安四 ○文暦元年・・・一二三四年 ○弘安四年・・・一二八一年 年凡四十九年」となっている

〇正安二年・・・一三〇〇年

○原文では「自」正安二年百八十二 ○文明十六年・・・一四八四年 年後也」となっている

> 被吹 又彼記云弘安年中肥前州鷹嶌賊舩競來而破 耳目 聞説蒙古之賊舩處然而於 海中 被 吹 愿意 天地,大波池水同時騒動互出, 損當于此時。霧嶌襲峯偉鳴動如 (一寄鷹島 物三千七百餘艘片時之項破損凶 大音聲 國中都驚 撃 大皷 響

徒暫時滅亡畢

別記云弘安四年辛巳五月二十一日蒙古舩四千艘二十四

萬人來七月朔日大風吹破賊舩云以自,文曆元年 至 : 弘

1

又云從 進品然者御興行不」可」在豫儀之處于」今御 者,於,當年,者被 安四 年 凡四十九年敷此時彼寺無 有 之者乎 |関東|以||正安二年七月十日御教書||差-|下使 _遊¨,柱朽損檢見 ̄,博多御註

延引之至難¸堪"愁訴,者也

又抨彼寺中興文明十六年自 年後也此事非 云 他寺。耶或会繋他記何乎 |正安二年||百八十二

日皆惣霧嶌之事也

狹野古記云東麓狹野之地者畏昔霧島神社

喜五年乙丑十二月廿六日宣下於山城州愛岩 座之淨砌神躰者人皇六十代醍醐天皇御宇延

郡如意峯神祗齋場奉安鎭三千一百三十二座

同月廿八日奉渡神躰六十餘州令鎭座日州諸

縣郡 座霧嶌神社是也

當山有 十号

第一 磤馭盧島 第二 蘓⁽⁾ 霧 峯 島 山

第三 高千穂峯 第四

第五 最初峯 第六 高 原峯

1

1

1

1

1

1

1

1

第七 槵觸峯 第八 大波嶺

第九 生邊緣 毘遮盧峯

當社本殿

地神自 第三代彦々火瓊々尊 至』 |鸕鷀艸膏不合

| 医陽之六神也

脇宮兩社

左神武天皇也 又云回禄退轉失舊記不詳系,古記又云,白山権現,亦,云神武天皇

右経津主命也 是号 春 日明神 武甕槌命 訪明神,

兩 神鎭 座亦号 護法社 也 故誤矣乙若形相順人相者也古云,,乙若兩護法,蓋尊像或猛

-59-

○原文では「古記又云白山権現 |神武天皇|」となっている 亦

善神王兩社

此外山王水天社等

本地堂千手観世音菩薩

今搜索舊記傳聞等記焉此外山上山麓之古跡

或権現之洞又華表原花立原宮之窪又或

地区の皇子原辺り、「王子原」も○「権現之洞」は現在の高原町狭野

都階道之事未爲精之故暫闕之者也

惟時享保十八歲次癸丑秋七月八日圓清法印 拜

霧島山佛華林寺狹野神德院継 世譜

第一 開祖性空上人

○「圓清」は後の神徳院の住持

○享保十八年・・・一七三三年

野地区を結ぶ道にその名が残る 都、「都階道」は湯之元地区と狭 之窪」は同町湯之元地区の宮之宇 の鳥井原、「花立原」は不明、「宮 同じ、「華表原」は同町西麓地区

傳記在,,于大日本國法華験記元享釋書扶

桑隠逸傳 並書寫山舊記行歯之記等委

九四九年

云其父橘善根爲 。目向守 。随 。之來 。于當國 。 _ 而

六根 初稱 |圓性|後改名||性空 |精修之切得 | 淨

誓,於當社,晝夜讀,誦法華經

西霧嶌縁起云人皇村上天皇御宇天暦年中

○天暦年中・・

• 九四七~九五七

六~九六七)

○村上天皇・・・六二代天皇(九二

拜』于神明之本地』 性空上人攀一陟此峯一一七日夜讀 曲 |願力殊勝||忽爾而山 誦法 華 經 動 而 地

-60-

○「書寫山 にある、円教寺がある山「書冩山」は現在の兵庫県姫路

増確然 明』 寫 讀 詳又云性空誓願云示,我溢焉地,卜 震十丈餘大虵奮發對 到 播州法華山蓮華谷 是以改 法華山 誦法華妙典 「頃刻忝水面六観音放」光示現云 似,泰澄東 期。於終焉夕。飛 性空 性空且不」悦持念 _|於其地||奉_誓_| |持鉢||鉢便放||光 號書寫 泰澄事

Щ, 書寫山與法華山其間甚遼遠也私云法華山者法道上人之草創也

権現者恭是天孫神也乾坤既開 人道未

口 口 故延喜式云日州霧島神社也性空上人是獻 為力 於 創伽藍 者也 是天孫尊與 |料知||矣是知當社從||神代之昔日 吾日本大祖神 八百萬神 創建 |倶降||下此之櫛觸蘓之峯| 皇統 以來継嗣幾萬世豈 暫無 法施力 有。 断絶

延暦噴火 當山有、燃呼謂っ 月四日戌時當二大隅國贈於郡曽乃峯上一火 桓武天皇延曆七年秋七月己酉太宰府言去三 |其火坑||自」古至」今不」知||幾所|| 蓋續日本紀日 ..神火,恒從...火坈 | 烟火無』 止時 且。

文曆噴火 烟 炎大熾 二世力 然後雨 砂 如 降 下五· 雷動 六里沙石委積 及, 亥時』 火光稍: 可是二尺 止其 一 唯 見 ル 其

○「書冩山」は現在の兵庫県姫路市

○原文では「法印以繋』之第二世」

第二實宥法印

-

-

第三宥澄法印

第四心澄法印

第六澄存法印

第七澄秀法印

宥賢法印記日座主澄秀從,,御當家,令上,使僧,

路梓 弓越而於」途病矣故寶淨坊一人到 "鹿」。 豊後之屋形 "腸坊寶淨坊一人随從 焉歸

兒島 | 上 | 達於旨趣 | 忠國公下 | 給御感狀

○三)年に日向国穆佐院高城で生○「(島津) 忠國」は応永十(一四

誕(薩藩旧記雑録前編二 – 一〇八

| 居城を指すか)、「梓弓越」も同○「豊後之屋形」は不明(豊州家の

いて、返り点に疑問を感じるが、○「令゛,使僧,遣。豊後之屋形。」につ

原文通りとした

第八澄賢法印

○元亀二年 ○「紫尾山」は現在の鹿児島県出水 四(一五九五)年都城に領地替えになったのは文禄 市とさつま町にある山 (薩藩旧記雑録後編三-一六六) 五.七 第十一瞬恵法印 第十二宥賢法印 侃領之時 頼存法印

√
北原氏は日向国真幸院の領
は守は不明 世田で病死(同一四五〇) (本藩人物誌 巻之十三) 文明二 (一四七〇) 年に加 美 Щ 第九快宗法印 確執 北原山城守弟也此之時地 快憲法印 而験諍甚喧

並 法印賦 時先鬼神乱鬼神乱故万民乱云於,此社司 當, 義大輔此之外社子等與瞬恵法印倶揺 兵部大輔岩本淡路大輔日高神大輔窪田 舊地狹野轉_移 寶物等 ,裏世之運,惣一天四海逆乱最甚矣經 」 振, 先非, 寺衆社衆不, 敢肯, 之潜議, 社. 住職 而先暫越 | 焉快憲法印徘 | 徊于飯野鹿府 | 之。豊、俄成、 矣於此快憲逐電然則瞬恵 于江平 頭方領主方斥爲 其事 次轉 耶痛哉此之時 神殿于 動神輿, -日 -高橋 頭於 或 高原 土乱

麓 | 矣快憲之跡東霧島住持豪澄作 | 伊集院幸 從 北郷家 移 于祁答院 住持於紫尾 Щ

○ 「伊集院幸侃」 は島津家家臣で、

元亀二年辛未社頭造營遷宮導師 秀慶法印

○原文には「獻」」に対応する「一」 の返り点が付記されていない

○「龍伯」は島津義久 (薩藩旧記雑録前編二-二一八八)

長倉和泉守祐周拜参

第十四盛瑜法印

此時有。御言討伐於伊藤家 奉 賀 --慶之 | 獻 -

傳教大師自筆紺紙金泥法華經 部

性空上人九條之袈裟

太守龍伯公御感悦而爲 神領。 日州嵐田 領 村

﨑寺御寄附也

第十五代 有憲法印記云**慶**縣年中太閤秀吉公有 "征--伐、十五代、宥淳法印

朝蘚國 `因¸茲大守義弘公御進發之砌爲。゙御祈

禱 |命」之令」讀||誦法華經一千部 宥淳精誠無 怠,

四年己亥三月被「修」 全,, 切,于三年, 而於,,加久藤之内堂園一本杉之下, 慶長 慶讃供養 畢新納武蔵守

發慎 |渇仰之思| 詠||感嘆之情

和歌

新納 武蔵守

遙 奈流鷲乃高根乃雲那良半ハルカナルハシ タカチ クモナラン

御法濃庭乃花乃氣志幾半

返歌

宥淳法印

○原文では「現,一本杉之影於陣中 矣」となっている

○宝永・・・一七○四~一七一一

○「永濱勘兵衛尉」は高原郷の与 ○原文では「可"相-"糺之旨蒙, 役の永濱勘兵衛師次 之命」となっている 鹿府

(高原町史料集一 永濱家系図

○慶長六年・・・一六○一年

○「小林之内遊木」 は場所不明 ○慶長七年・・・一六○二年

○慶長十五年・・・一六一○年

| |建置 | 於三十六房旧跡也」となっ○原文では「柳狭野地者性空上人被

君奈良手心母津氣志 変 乃 とこ

雲於御法乃花乃色登者

傳説云此一本杉於,,城下,常有,,御覧, 因ック 朝

御馬験 又或云依 蘚御進發之時形,像之,始被 月 | 一本杉之 |精誠之修力|現||一本杉之影

且延寶年中彼堂園一古宝永 笑陣中,矣

本杉之下供養塔等

-1

」之彼所之者曰於,彼經塚,時々經音又鈴之響 當所役人永濵勘兵衛尉往一于加久藤一委悉糺 有、之云、介憲純法印以此趣而達、上、鹿府、

師宥賢法印

慶長六年辛丑社頭御再興十一月廿六日遷宮導

同七年壬寅小林之内遊木裱門高五十二斛六斗

御寄附也

慶長十五年庚寅以;,相良日向, - 奉ル棒パケ 御三殿

於三十六房 封 | 其狀云柳狹野地者性空上人被 | 建置 旧跡也雖 然依 神火」之故移 神殿,

(三国名勝圖會 巻之四十四) 垂水郷の法智寺成就院か は大隅国

(薩藩旧記雑録後編四−九七六)○慶長十七年・・・一六一二年

神事悉畢因¸茲爲¸奉"拝謝,」となっ○原文では「還"瑞籬於狭野之旧跡

○原文では「爲"旧跡之由被"傳聞

相;會小林野尻高岡高原四箇外城之役人,既達;上聞,而嶋津大膳亮佐多越後兩奉行今亦本寺競起處宿緣不,朽之謂乎非、私云,于他所,而及,廢絶,焉幸残,末寺一坊東霧島,于他所,而及,廢絶,焉幸残,末寺一坊東霧島,

被、究,狹野一面神領之封境,畢

今東霧島者幸侃既招-住 真言宗鹿野屋成就院 私云 既云末寺一坊残二于東霧嶌 今亦本寺競起」當 知

不」可」謂,末寺,是知先、之狹野之地東光院一房有不」可」謂,末寺,是知先、之狹野之地東光院一房有

之恐是乎

慶長十七年壬子御-造營,社頭於狹野本之霊地,十一月

一十八日遷宮導師宥賢法印

忠恒公御代參島津大膳亮忠俊

既還,瑞籬於狹野之舊跡,神事悉畢因,茲爲、奉,拜謝,

登城焉於¸此有;]御感心¸之趣以;[相良日向]上意曰狹

奇特之至也地頭島津大膳亮同席而拜聴矣野之地爲,舊跡,之由被,傳聞召,之處宥淳中興之切

第十六代宥憲法印

森山氏高原之産也

○寛永元年・・・一六二四年

○寛永七年・・・一六三○年

○寛永十四年・・・一六三七年

○承應三年・・・一六五四年

○原文では「可」有勤行,也」となっ

○「坂本寺」は神徳院末寺

延暦寺止観院末寺市にあった寺で、天台宗穴太派、市にあった寺で、天台宗穴太派、

○村田仲左衛門等は当時の高原郷の(薩藩政要録一)

○明暦二年・・・一六五六年一一一一の明暦二年・・・・一六五六年の高原町史料集一)

寛永元年甲子八月廿八日兵部卿宥憲御

目見當住落着云云 神主岩元長三郎

寛永七年庚午十一月四日社頭御修補遷宮導師

宥淳法印

御代參島津大膳亮忠俊

寬永十四年二月廿九日爲,野火,寺院焼失此時

重寶旧舊記等悉焼失

勤行 領掌而頂 御修行有」之間今月廿五 登山而御意趣者從「來四月朔日」一 御執行就「有」之 承應三年四月 也爲 出脚料 吳服 大猷院殿第三回御忌於,,福昌寺 光久公之御使者冨山弥兵衛尉 日限而遂 二巻白銀十枚下二給之 =_____ 出 府_ヺ 七日御法 可」有』 事 由

田口諸右衛門 附役 衆中五人 村田助右衛門 森山杢兵衛村田仲左衛門 宮田孝右衛門御法事出勤僧侶五人 圓龍坊 七位

明曆二年丙申十二月廿三日社頭御修營遷宮導

師宥憲法印

○明暦元年・・・一六五五年	○正保四年・・・一六四七年	○「樹光院」は現在の長崎県平戸市	○正保二年・・・一六四五年	○寛文七年・・・一六六七年	○寛文五年・・・一六六五年	(薩藩旧記雑録追録一−六五九他)※徳川家光の七回忌法事○明暦三年・・・一六五七年
明暦元年御國中神社佛閣之改有¸之 別有記 神德院鑑司 玄性房 ----------------------------------	御奏者高崎惣右衛門地頭猿渡大炊正保四年丁亥正月十五日御目見當住落着宝云	光院宥憲弟子也所化名一圓坊也	地頭鎌田源左衛門殿取,次之,正保二年七月十日 又三郎綱貴公御自筆竹繪拜領	附役三人 点面上点新月寛文七年四月(大猷院殿十七回御忌出勤)(一十二年)) 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	三厘拜受同年八月廿八日當寺修造料銀五貫九百拾壹匁四分東叡山一品法親王之末流,東叡山一品法親王之末流,	附役三人 森山惣左衛門 宮田孝右衛門同三年丁酉四月 大猷院殿第七回御忌出勤御代参嶌津美作久成

○原文では「住 = 山 于 東叡 山而 لح

○原文では 從,太守,」となっている 「聞」達太守光久公於 此

○寛文八年・・・一六六八年

津久胤 (久竹) (薩藩旧記雑録追○「嶋津出雲」は島津久通の子の島 録一-八六七)

※久通は島津尚久系の久元の子で、 忠長、その第二子が久元(西藩烈忠良の第三子、その長子は図書頭(同後編三 - 一九八四)、尚久は 士干城録 巻之二 島津尚久列傳第

○寛文十一年・・・一六七一年

第十八代 憲純法印

野邊氏小林之産宥憲弟子所化名慈圓房住。山于

東叡山 學徒修內論議 而學業稍勤矣曽 自在。 **埀**聴 解脱院御門主會 此時憲純對論甚

義辨共明矣御門主有"勧悦 而褒、之且聞」達

太守光久公,於,此從,大守 |有_賞_賜事 三大部疏杪等|

寛文八年戌申九月於二江府一被 命 神德院住職

同十一月歸,清當國,寺社奉行島津出雲而仁礼

覚右衛門委悉首;尾之,地頭喜入久右衛門 致,下知

状於高原役人中

神主岩元宮内左衛門

一年四月 質光院 西雲寺 大猷院殿廿一回御己 出

威^脇坂^未 徳 徳 帝 院 東東小林 東光院 東光院 圓明房

右衆僧八人中日法華三 少納言 小宰相 味修

之

附役三人 森山後五兵衛 宮田七良兵衛 永濵五郎兵衛

○原文では「被¸加,下知,不¸及書記 ○原文では ○同十三年・・・一七○○年 〇元禄五年・・・一六九二年 ○明暦二年・・・ ○寶永元年・・・一七○四年 ○同(元禄)九年・・・一六九六年 ○貞享三年・・・一六八六年 ○天和三年・・・一六八三年 ○「嚴有院」は徳川家綱の事 ○同(延寶)八年・・・一六八○年 ○延寶四年・・・一六七六年 ○延宝二年に当道座と盲僧間で勃 ○延寶三年・・・一六七五 各於中日 (薩藩旧記雑録追録一-一七七七) 末永二〇〇四) た訴訟及び幕府の裁定の事か 「寶永元年同廿五回御忌 一六七八年 六五六年

1

1

延寶三年八月地神盲僧袈裟衣剥 御中医 五十回 回御忌 十三回 延寶三 年同廿五回御忌各於,,中日, 修, 嚴有院殿七 |御忌 |御忌 年同 同 同 回御忌 九年十七回御忌 九 廿 同 年 五 同 口 嚴有院殿廿 嚴有院殿三回御忌 周 御 御忌 忌 元禄五年 延寶八年 天和三年 -取之」有』御禁: 同十三年大猷院殿 法華三昧 回御忌 嚴有院殿十三 嚴有院 貞享三年 大猷院殿三 寶永元

延寶六年自一公儀 延寶四年八月爲 止着 約 東光坊盛長當寺住持以「住山之間」 而白銀十枚拜 兩所権現之祭奠,既從,之先當社之社人每所, 詞 押領司爲祝子之 神樂等 | 用スルコラ | 也故明曆二年從,東光坊 被 領之 住 |糾||神社佛閣由緒軌則等 、格...護 于當寺. 山于比叡山 轉 ...門前者, 四箇 |爲`時當社司密 爲社人始令 年請 差出帳 此之時 御 暇 致。 可見

云彼僧潜;行于他領,以,密事,達,于此,以爲,己之

-

主之事從

祈願

所

被

加上下

知

|不||及書記||云成或

○貞享元年・・・一六八四

○「滋賀院」は現在の滋賀県大津市 ○元禄六年・・・一六九三年 にある門跡寺院

○「観理院」は江戸赤坂の日枝神社 近くにあった寺院

一元禄七年・・・一六九四年

○「寛陽院」は藩主島津光久 (薩藩旧記雑録追録一-二四一

九

○「大乘院」は現在の鹿児島市稲荷 ○元禄十一年・・・一六九八年

町にあった寺院で、真言宗、 寺三宝院及び大覚寺末寺 醍醐

十三日迄..十九日.」となっている○原文では「同十一年戊寅自..三月 ○原文では 朝卿五百回御法事,也」となって)原文では「於,大乘院,御執行 頼 (薩藩政要録一)

○「唄匿」・

ばい

のく、

ばいい

納

經

○延寶七年・・・一六七九年

叨 因 茲縦 働。 其私 - 云云同. 七年 -八月憲純 自,山門 _ 飯

來而於, . 社子等_. 有 謀計 之間欲 訴。于公所 地 頭

Щ 田 弥九郎殿頻請而 令 和睦 也

延寶七年己未八月七日御修補遷宮道

憲純法印

御代參山 田弥 九郎有祐

貞享元年庚子八月爲,神供足米,永御 寄附公

米十五斛 也

1

1

1

元禄六年癸酉上京登山修 竪義, 此時 日光御門主

御在京国而於,滋賀院 致 御目見 此節鑄

銅鐘 |來観理院僧正得¸銘¸之同年建,|鐘樓堂|

元禄七年甲戌十二月 寬陽院殿御中医八講修」之

同十一年戊寅自,,三月十三日,迄,,十九日,於,,大乘院, 執行 賴朝卿五百回御法事。也十七日修 法 御 重

華八講,

論 師 神德院

讀師 威徳院

雲寺 問 者 坂本寺

唄

ਂ

西

-

本實坊 磬 極樂寺

-71-

〇元禄八年・・・一六九五年

○「鎌田采女政良」は詳細不明

○寶永元年・・・一七○四年

○同(寶永)二年・・・一七○五年 ○「大玄院」は藩主島津綱貴の法名 (薩藩旧記雑録追録二-二六八)

○同(寶永)三年・・・一七○六年

〇「伊集院将監」 は詳細不明

○「南泉院」は現在の照国神社境内 ○寶永七年・・・一七一○年 政要録一)、島津吉貴が吉野山學天台宗、寛永寺円頓院直末 (薩藩 いて東照宮及び別当寺を建立した頭王院僧正の智周を開山として招 にあった寺院で、大雄山佛日寺、

> 散華 東光院

焼香 正三位

元禄八年乙亥四月十七日 社頭御修補

遷宮導師憲純法印

綱貴公御代參鎌田采女政良

今年修理大夫吉貴公御入國也

寶永元年甲申 吉貴公被」任,薩摩守

同年十月八日 大玄院殿御諷經並納經

同二年乙酉社 人新屋敷八箇所蒙免許

同三年丙戌狹野原新田開御竿入

1

1

1

1

1

1

1

1 1 1

1

1

1 1

自 」是先涌水之下沼池之落水關 調之 堀溝通ҳ 水於狹

野原

同三年丙戌正月廿八日御 修 補

遷宮導師憲純法印

吉貴公御代參伊集院將監

寶永七年庚寅四月朔日依、有二 御 請

東照宮 宮籬并南泉院御造營也供 奉 鎭 並 神輿

願 王院僧 正智周師到着于鹿兒島而 地

遷宮等出勤 也

-

1

(三国名勝圖會 巻之四)

○正徳 ○原文では「修"從,當地,而住職之○同(正徳)五年・・・一七一五年 ○原文では「蒙」神徳院住職兼 ○元禄十二年・・・一六九九年 ○同(宝永)八年・・・一七一一年 ○享保元年・ ○「草木成仏説」に関する内容か ○正徳四年・・・一七一四年 礼」となっている ※正徳に改元 (白土一九九八) 院々代」となっている ・・一七一二年 一七一六年 南泉 第二十萬嶺法印 第十九宥貞法師 享保元年申九月廿七日御修補遷宮儀式 同五年丁未修『從』 同年八月二十六日 正徳四年八月十八日蒙」神德院住職 正徳二年可"以"神德院"屬"南泉院觸下"之旨東叡 同八年辛卯隠居于真如院同八月十日遷化 院々代, 三問三答論義 智周僧正引之爲南泉院々代 院住職也 主爲,護摩堂供僧,依、之在,于江府,被、令神德 曾元禄十二年爲,,學業 自上野執當中 越前之産也先、之、勢州久居尸、千手院、而退隠焉 山御下知之所也 | I 萬嶺論師 當地 | 御許容之返簡『 吉貴公御聴聞而修 1 鑑司 鑑主 而住職之礼式 住山于東叡 1 坂本寺 圓乘坊純海 _ 兼, 1 が清っ Щ ...草木成佛*,* 南泉 而 御門 免衣免許

膳(久兵)の嫡子で、後の寺社奉○「島津藤次郎久智」は家老島津内 (薩藩旧記雑録追録三-一二六一· 六七八)

○享保三年・・・一七一八年 ※二年の誤記(大學二〇一二)

爆聲猶

如雷霆

|猛炎高上斜靡来覆||于頭頂|

御代參島津藤次郎久智

始入一部于高原 狹野 今日申刻神火夥而暫止矣已亦到。 早速御社參次入寺祝儀畢御歸,休于旅宿,也于、斯 同日島津藤次郎殿着宿旅亭門前孫右衛門宅 右遷宮兼日定畢九月廿三日万嶺自,,鹿兒島,越,,于 廿四日當着同廿五日地頭左近允與大夫殿 型廿六日社參次入寺饗應是既先例 成刻 殊夥

忽雨,火石,此夜寺院焼失焉依,之遷宮無,遂,之嶌津

藤次郎殿從 福山路 歸府也

同年五月十五日万嶺法印從、請住職御免許而 享保三年戊戌正月三日社頭門花堂高松都焼 失 大方無,止,殊両三日大燃也旧冬自廿八日以來燃出

資料 五人賦下一行之

南泉院境内令、構、庵室、下、給棊樂庵之號。

第二十一世圓清法印

〇 備之前州産

は原文通り

備之前州産大森氏山 王 権現喩 其 父₇ 日夢乘 瑤

來言汝能令。子出家 |而覺心竊疑」之此日郡之

-74-

○「島津将監」は島津将監久當か ○「島津内蔵」は寺社奉行の島津内 ○「敷舞台之間」 は鶴丸城本丸御殿 ○享保三年・・・一七 蔵久致 にあった部屋の一つ (薩藩旧記雑録追録三-九四一) 二八年

○「観樹院」は南泉院裏門前にあっ た支坊、圓清が住職となっていた (同四九〇)

(三国名勝圖會 巻之四)

同十 享保三年戊戌五月十五日登城御家老若御老中御大 院』 司 島津内蔵殿御奏者出,于敷舞臺,島津將監殿 目附御用人御一列坐于敷舞臺之間 安養寺乞之父即感而不及 謝焉將監殿重而其旨可達 七日磯恒例之御日待也今夜先住萬嶺並當 |之間可、奉、承掌, 也謹 |貴命"|日今般被令神德院住職兼 而拜聴領掌上之旨拜 貴聞也而退出矣 _ 思 慮_ 寺社御奉行 捨而 帯観樹 三投_~于寺_

住神德院御傍 伽被心 加 召而御喜悦蒙 発。 発。

肝膽

此時什物等焼失而無也

末寺小林 寶光院宥傅

同 高原 極樂寺宥範 但寺焼失

司 坂本寺 無住寺焼失

同

脇坊 威徳院 無住寺焼失

○「真如院」は現在の鹿児島県鹿屋

年・・・一七三〇年

市古里の花岡地区にあった寺院で 南泉院末寺(同 巻之四十七)

○「常教院」は鹿児島の吉野村大磯

十年に島津吉貴が再建した

同

巻之四)

高原で廃寺になった常教寺を享保 にあった寺院で国分弥勒院末寺、

> 東光院 同 同

真如院 享保十五年花岡御引移

-75-

同

同

常 教院 磯龍洞院御引移

脇坊

○「千手院」は蒲生郷にあった寺院 蒲生郷に移転し、名を改め、南泉徳院境内にあったが、正徳四年にく蒲生郷にあった寺院で、当初神 院末寺となった

(三国名勝圖會 巻之三十九)

院で、当初神徳院末寺であったが、近來迎院」は伊集院郷にあった寺 南泉院末寺となった(同巻之八) 廃寺後の正徳二年に当地で再興

○「太守様 は吉貴の嫡子継豊 (薩藩旧記雑録追録三 - 四九一) 」は島津吉貴、 隅州 様

○原文では「從"観樹院社"參于小林 ○享保四年・・・一七一九年 となっている

享保噴火

○「燃之砌」は享保元年~二年の新

燃岳噴火を指す

○享保五年・・・一七二一年○享保五年・・・一七二○年

千手院 蒲生神護院 引移

來迎院 伊集院苗代 御引移

寺内出家 圓智坊淨海

理乘坊嶺昌

同

社家正祝子岩本齋宮俗名新右衛門

内子社人都合十五箇屋敷也

同年六月朔日於一御書院 住職継目拜礼

進献任 先例 重

I

1

太守様 東一 本

隅州様 東一

拜席從上段下疊 一帖目也 献上物上段也

享保四年己亥二月從,觀樹院 社 参于小林

砌奉 · 移...轉権現於寶光院境內 故也

同六年丁丑二月五日從 同五年丙子於,狹野古寺地,假殿假寺家御造畢 = 小 林 神輿還幸遷-宮假殿

同年狹野原埋地沙揚門前社人等自 所々 歸住

同年三州 太守兼琉球國主大隅守継豊公御家督也

同年隅州宮内八幡別當寺 彌勒院御建立就 | 1

-76-

(薩藩政要録一) 院で、天台宗、寛永寺円頓院末寺 市の鹿児島神宮の近くにあった寺「彌勒院」は現在の鹿児島県霧島

○「西(最)雲寺」は詳細不明 ○享保十年・・・一七二五年

○「松平但馬守」は佐土原藩主の島 ○享保十一年・・・一七二六年 津但馬守忠雅 (薩藩旧記雑録追録三-一八五一)

○「種子島時春」は同家二十代種子 ○享保十三年・・・一七二八年 兄憲時の死により家督相続、翌年年(一六九九)元服、享保一二年 島久達、一九代久基の次男として 延享元年(一七四四)死去、 江戸や京詰を経て同二十年帰国、 島嶋家譜十四) (旧記雑録拾遺 家わけ四 五番組頭兼務番頭、同十五年以後 元禄四年(一六九一)生、同一二 種子

□「明観寺」は現在の都城市吉之元

(三国名勝圖會 巻之五十八)

寺末寺西雲寺讓『 シスプ

同年依, 同十年己巳自,十二月,迄,明年三月,寺家御造 御大支配」當寺社領覆 于舊軌

同年冬坂本寺興立住持圓乘坊純海

同年極樂寺興。復于水流名之内。住持宥範

同十一年庚午四月廿四日松平但馬守殿從 鹿兒島

同年 御歸路而御社參奉納金百疋次被、入二于書院 -十月辞 |,兼帯所観樹院|,移-,住于神德院|,任-

寺社奉行所以,,引付 從 地頭 職 可 爲 諸 事 旧 軌之

1

通 |之旨高原役人中有||下知狀

享保十三年戊申自,,正月,社頭如, 舊軌 造營同

九月廿六日遷宮導師圓 法印

清

継豊公御代參種子島四 郎助 時 春

衆 僧 前 日從時春殿奉納青銅百疋 副導師都之城明観寺 但脇導師 也

寶光院純海 坂本寺嶺昌

極樂寺淨海 觀智坊 宥玄

|

1

1

観善坊宥性 少三 位順

-77-

·四年己酉

覺

神鏡 一面 智臺

右者狹野権現社頭並寺家御造立被仰付

私承之致成就候依」之奉寄進候間御神前

御備至後年無退轉様頼存候以上

嶋津藤次郎

久智 判

享保十四年酉正月廿五 日

高原神德院

圓清法印御 房

享保十七年壬子十月境内狹野原新田開 許之狀地頭市來勘左衛門尉承,之被,達者也 依願 而御 免

広原の王子神社で、「霧嶋王子六○「王子権現」は現在の高原町大字

所権現社」と称していた

(宮崎県史

史料編 中世二)

○享保十七年・・・一七三二年

同年八月廣原邑前原仙教山伏譲王子権現別

當職于小林寶光院

○「高城石山寺」は高城郷石山村に

同十八年八月水流村属極樂寺旦方

右本高城石山寺並文殊寺旦 那也

同十九年二王像建立有別記

内に安置されている石製の仁王像○「仁王像」は現在、狭野神社の境

○同十九年・・・一七三四年○同十八年・・・一七三三年

○「文殊寺」は詳細不明

(三国名勝圖會 巻之五十七) あった寺院で曹洞宗福昌寺末寺

同十九年三月二日南泉院僧正亮嚴師

-78-

享保十

○「信證院」は藩主島津綱貴の側室 ○同二十年・・・一七三五年 (薩藩旧記雑録追録四-五二四)

> 遷化、 同八日葬送且中医法事之導師圓 2清法印

修焉

同二十年潤三月國母信證院殿神社 同二十年潤三月國母信證院殿神社

奉納青銅百疋同金二百匹賜于住持矣

佛閣參詣廿日福山御着廿三日錫杖

住持御目録且御自手別品物五種

閏年三月寶光院純海退院坂本寺嶺昌

移轉焉

1

|

1

1

1

1

蓋弘法大師之作座像二尺三寸大佛師宗仙 同年潤三月召請護摩堂本尊不動明王

證文添之畢

同年潤三月廿一日南泉院権僧正智蔵師當着畢

同二十一年馬展正月三日権僧正智蔵師遷化同 九日

葬送焼香導師圓清修之

○「有章院」は将軍徳川家継

(薩藩旧記雑録追録四-一二一四)

○同二十一年・・・一七三六年

※元文に改元

同年四月 有章院殿廿有 回御忌御法事

導師圓清法印修之畢

同年九月廿八日 東照宮御修甫正遷宮導師

圓清法印修之

-79-

院一宿廿四日當社御參詣奉納有之

下給矣

○享保弐拾年・・・一七三五年		
享保弐拾年	(白紙)	(白紙)